

「**実践型人材養成システム**」を実施する事業主の皆様への支援措置として、**平成19年4月1日**から「**キャリア形成促進助成金**」の一部が拡充されました。

実践型人材養成システムは、「現場の中核となる実践的な技能・知識を備えた職業人」を育成しようとする事業主の皆様のお役に立ちます。
これを機会に、是非、ご検討ください。

キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)

事業主が実践型人材養成システムによる訓練の実施計画について、厚生労働大臣の認定を受けた後、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画により当該訓練を実施した場合に、以下の助成を行う制度が追加となりました。**(大企業もご利用いただけます。)**

《支給額》

- ① OJTについて
訓練生1人1時間あたり600円
- ② OFF-JTについて
以下の経費の4分の1（中小企業は3分の1）に相当する額
 - ・ 自社で行う訓練の運営費（外部講師の謝金、施設設備借料、教材費）
 - ・ 社外の施設で行う訓練にかかる受講料
 - ・ 訓練期間中の賃金等

※ 上記①、②について、それぞれ上限額等が決まっています。詳細については、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターまでお問い合わせ下さい。

また、実践型人材養成システムの実施や厚生労働大臣の認定に関する相談に関しても、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターまでお問い合わせ下さい。

お電話でのお問い合わせは全国どこでも **0570-001154**

- ご利用時間は9:00~17:00（土日祝日は休業）です。
- 最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターへ自動転送されます。
- 携帯電話・PHSからはご利用になれません。
- NTT回線以外の方は、一部つながらない場合もあります。

なお、次の中小企業事業主に対する支援制度については、引き続き活用いただけます。

実践型人材養成システムを実施するとともに、**中小労確法に基づく「改善計画」に関する都道府県知事の認定を受けた場合には、**以下のような支援制度を活用することができます。

試行雇用奨励金(技能継承トライアル雇用に関する奨励金)

ハローワーク又は教育訓練施設等に求職申込を行っている35歳未満の若者に対して、技能継承の受け手となりうる人材として、トライアル雇用を実施する認定中小企業事業主等については、雇い入れた人材1人につき、1月当たり4万円を最大3ヶ月まで受給することができます。

※ 詳細については、最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

中小企業雇用創出等能力開発助成金

以下の訓練を実施する認定中小企業事業主等については、その訓練にかかる費用の1/2について助成を受けることができます。(1企業当たり500万円が上限となっています。)

① OJTについて

- ・OB等を講師としたOJTにおける講師謝金

② OFF-JTについて

- ・自社で行う訓練の運営費(外部講師の謝金、施設設備借料、教材費)
- ・社外の施設で行う訓練にかかる受講料
- ・訓練期間中の賃金等

※ 詳細については、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターまでお問い合わせ下さい。

労働環境の改善などのための資金が借りやすくなります

教育訓練の充実等を含めた労働環境の改善等を実施する認定中小企業事業主等が、改善事業を行うための資金を「信用保証協会」の保証を活用して金融機関から融資を受けようとする場合、信用保証協会への中小企業金融公庫による再保険の保証の範囲が広がること等により、改善等に必要な資金が借り入れやすくなります。

※ 詳細については、信用保証協会の取扱いを受けている金融機関(取引のある金融機関、政府系金融機関)までお問い合わせ下さい。